

第5章 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律を巡る私法上の問題

沖野眞巳

1 はじめに

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（平成19年法律第133号⁽¹⁾。平成20年6月21日施行。「振り込め詐欺救済法」と呼ばれることが多い。同法制定の契機を明瞭に示す通称であるが、対象が狭義の「振り込め詐欺」の場合に限定されるわけではないので⁽²⁾、以下では「犯罪利用預金口座法」または単に「法」という。）は、「預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とする」（法1条）。すなわち、同法は、いわゆる振り込め詐欺による被害の多発を受け、被害者の救済の一環として、振り込め詐欺を代表とする詐欺等の犯罪行為による金銭の取得が預金口座——「等」であるが以下では専ら預金口座を念頭に置く——への振込みの形態を用い

(1) 同法については、柴山昌彦「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（振り込め詐欺等被害金返還特別措置法案、いずれも仮称）の概要」金法1801号8頁（2007年）、同「犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺被害者救済法）および関連規程の概要」金法1837号10頁（2008年）、田尾幸一郎「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」ジュリスト1352号93頁（2008年）を参照。

(2) 法自体は、「振込利用犯罪行為」を、「詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいう」と定義しており（2条3項）、「オレオレ詐欺」などの狭義の振り込め詐欺に限定するものではなく、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺なども対象場面とする。インターネットオークションを利用した詐欺、ヤミ金融等であって預金口座等への振込みが利用されたものも、これに該当すると説明されている（田尾・前掲注（1）94頁、柴山・前掲注（1）金法1837号13頁）。また、実態としては、実際に金融機関と振込人との間で紛議が生じる事案は、投資詐欺やヤミ金融等の振り込め詐欺以外の対象犯罪が疑われる場合が多い傾向にあることが指摘されている（水口大弥「犯罪利用口座の取引停止」金法1921号101頁、102頁注2（2011年））。

裁判例では、未公開株詐欺、懸賞金詐欺、競馬攻略法詐欺などが現れている。微妙なものに、商品先物取引の事案がある（東京地判平成22年12月3日金融法務事情1921号112頁）。海外先物取引詐欺の事案とされるが、被害者による不法行為に基づく損害賠償請求では、説明義務違反等が問題にされている模様である。金融取引における説明義務違反の問題であるならば、一般には対象外であろう。しかし、その境界はときに曖昧であり、また、金融機関が取引停止措置等をとる要件は、犯罪利用預金口座等である「疑いがある」と認めるときであるので（法3条1項）、海外先物商品取引詐欺であるという「疑いがある」場合であれば法3条の要件を満たすことになる。

て行われる場合に、受取人の預金口座の残留金について、個別訴訟によらずに被害者に分配される仕組みを構築するものである。

犯罪利用預金口座法は、振り込め詐欺等に対する迅速かつ実効的な救済の仕組みを提供するものであるが、それは、犯罪行為により詐取される金銭の預金口座への入金、預金取引の停止、口座解約、口座残金の口座名義人以外への支払いという形での、預金口座に係る契約すなわち預金契約に関わるものでもあるだけに、私法上の法律関係に影響を与えずにはおかない。犯罪利用預金口座法の下での取扱いが私法上どのように説明され、把握されるのか、あるいはそのもとで、金融機関が私法上どのような義務を負うのか、預金契約者の権利義務、さらには被害者の権利はどのようなものかといった問題がある。解釈上や運用上の問題については、数は少ないものの下級審裁判例が登場している。また、問題点を明らかにする論稿も登場している⁽³⁾。それでもなお、これらの同法下における預金契約を巡る私法上の法律関係は必ずしも明確にはされていない。

そこで、本稿では、犯罪利用預金口座法の仕組みのもとの預金契約に関する私法上の法律関係について、そのうち、受託金融機関の取引停止措置に関する問題と預金債権の帰趨の問題に絞って取りあげる。順序としては、犯罪利用預金口座法の仕組みを概観した後、それぞれの項目について検討する。

2 制度の概要

私法上の法律関係を検討する前段階として、犯罪利用預金口座法が用意する仕組みを確認しよう。

その流れは、【図1】のとおりである。また、その流れは、取引の停止等（預金の凍結）、預金債権の「消滅」手続、被害者への分配金支払手続、残務処理という段階に分けることができる。以下に概説する。

【図1】 全体の流れ

疑いの発生 → 取引の停止等（預金の凍結） → 預金債権消滅手続（公告・権利行使期間付与） → 預金債権の消滅 → 分配金支払手続（公告・支払申請・該当者決定・支払実施）
→ 残金処理（預金保険機構への納付） [→ 預金保険機構における名義人の権利の回復への備え、被害者支援の充実のための支出] → 被害者の分配金の支払を受ける権利の消滅

(3) 各種の問題点につき、菅原胞治「『犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律』の問題点」銀行法務 21・684号 8頁（2008年）、施行後の解釈上の問題につき、廣渡鉄・福田隆行「振り込め詐欺救済法の実務上の問題点」金法 1921号 92頁（2011）を参照。

(1) 取引停止措置

銀行等預貯金を取り扱う金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、振込を利用した犯罪行為の振込先となった口座である、あるいは、そのような口座に振り込まれた資金を移転する目的で利用された口座であり、まさにそのような資金の流れがあつて実質的には振込先口座と同視できる口座であるという疑いの存在を、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報提供があるなどの事情から、認めるにいたったときは、その口座に係る取引の停止等の措置を講じる（口座の凍結）（法3条1項）。

(2) 預金債権の「消滅」手続

次に、犯罪行為の振込先（またはその資金の移転先）となった口座であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、金融機関は、その口座に係る預金等債権の消滅手続に進む。金融機関は、預金保険機構に対し、当該預金債権の消滅に係る公告をすることを求め、預金保険機構において、消滅手続の開始、当該預金口座の金融機関・支店・種別・口座番号、名義人の氏名・名称、預金債権の額、名義人による金融機関への届出または払戻の訴え提起や強制執行の期間、届出の方法等、期間内に名義人からの権利行使の届出等がないときは、その権利が消滅する旨などの事項が公告される（法4条、5条）。

預金保険機構における公告があつた日の翌日から60日以上期間が、名義人による権利行使の届出等の期間として設定される（法5条2項）。この間に権利行使の届出等がないときは、公告の対象預金等債権が消滅する（法7条前段）。預金保険機構はその旨を公告する（法7条後段）。

この間に、権利行使の届出等があつたときは、金融機関からその旨の通知が預金保険機構になされ、預金等に係る債権の消滅手続は終了し、預金保険機構はその手続が終了した旨を公告する。また、犯罪行為に利用された預金口座ではないことが判明したときは、金融機関から預金保険機構に通知がされ、同様に、預金等に係る債権の消滅手続は終了し、預金保険機構は同手続が終了した旨を公告する（法6条）。

(3) 分配金の支払の手続

預金等の債権がその消滅手続によって消滅したときは、残額が1,000円以上ある場合、その残高と同額の金銭を原資として、分配金支払手続に入る（法8条）。

金融機関は、被害回復分配金の支払の原資となる金銭を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理しなければならない（法33条）。

すべての対象被害者等が明らかで、かつ、すべての対象被害者等から被害回復分配金の支払

を求める旨の申出がある場合は別として、金融機関は、預金等債権が消滅したときは、速やかに、預金保険機構に対し、被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告を求めなければならない。1,000円未満であるときは、支払は行われず、その旨が預金保険機構により公告される。

預金保険機構は、金融機関の求めにより、被害回復分配金の支払手続の開始、当該預金口座の金融機関・支店・種別・口座番号、名義人の氏名・名称、預金債権の額、支払申請の期間、申請の方法等の事項を公告する（法10条、11条）。

預金保険機構における公告があった日の翌日から30日以上の間が、被害者の支払申請のための期間として設定される（法11条2項）。

被害回復分配金の支払の申請は、当該対象預金口座等に係る金融機関に対してなされる（法12条1項）。申請期間内に申請があった場合には、金融機関は、申請書および資料等に基づき、申請人が被害回復分配金の支払を受けることができる者に該当するかどうかを判断し、その者が該当すると判断するときはその旨と犯罪被害額とを決定する（法13条）。決定の内容は、書面により金融機関から各申請人に通知される（法14条）。

金融機関は、こうして支払対象者の決定をしたときは、その決定を受けた者の氏名・名称、犯罪被害額等を記載した決定表を作成し、申請人の閲覧に供するために備え置く（法15条）。

金融機関は、決定表に従い、支払を実施する（法16条）。支払額は犯罪被害額であるが、預金債権の額がその総額を下回るときは、各人の犯罪被害額の割合に応じた支払がされる（法16条2項）。

支払われる金額は決定表に記載され、預金保険機構に通知されて、通知を受けた預金保険機構は、金融機関が決定表に支払額を記載した旨を公告する（法16条3項、4項）。

支払申請期間内に申請がなかったとき、申請はあったが支払を受けることができる者に該当すると決定された者がなかったとき、または、申請があり決定者があって分配金の支払が実施されたときは、金融機関は、預金保険機構に、被害回復分配金の支払手続の終了の旨を公告するよう求め、預金保険機構において、その旨の公告がされる（法18条）。

（4） 残務処理

金融機関は、1,000円未満の公告がされて支払がされないこととされたとき、若しくは、支払手続が取られたが支払が実施されなかったときは預金債権額を、または、支払が実施されたが支払総額が預金債権額を下回ったときは支払後の残額を、預金保険機構に納付する（法19条）。

預金保険機構は、その納付を受けたときは預金名義人からの支払請求に備えた額を取り置き、それを差し引いた額は、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する（法20条）。

金融機関が決定表に記載をした旨の公告があった時から6か月間行使しないときは、被害回復分配手続において、被害回復分配金の支払を受ける権利は、消滅する（法22条1項）。

対象となる預金口座等の名義人が、権利行使届出等の期間内に権利行使の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情等があり、当該対象口座の利用状況や主要な入金原因について必要な説明をすることで、当該口座が犯罪利用預金口座等でないことについて（犯罪利用預金口座等でないと判断される）相当な理由があると認められる場合には、当該名義人は、金融機関に対し、消滅した預金等債権の額に相当する額の支払を請求することができる（法25条1項）。支払を行った金融機関は、預金等債権の消滅手続の実施に過失がないことについて（過失がないと判断される）相当な理由があると認められるときは、預金保険機構に対し、支払った額に相当する額の支払を請求することができる。支払手続の実施に関し金融機関に過失があるときは、請求できる金額は、過失により支払った被害回復分配金の額の合計額を除いた額となる（法25条4項）。

3 取引停止措置

(1) 総論

法3条1項によれば、「金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする」とされている。

私法上問題となるのは、犯罪利用預金口座法によって求められている取引の停止の措置（法文では「等」であり、取引の停止に限らないが、以下は取引の停止に限定する）を取ること、あるいは取らないことが、金融機関の義務違反となるかである。

(2) 取引の停止

そこで、まず、取引の停止がいかなるものかを確認しよう。

前提として、普通預金契約の性質・内容について確認すると、普通預金契約は、金銭消費寄託を中心とし、それにとどまらない役務の提供を内容とする契約である⁽⁴⁾。また、金銭消費

(4) 最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁は、預金契約は、「預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とする」消費寄託の性質を有するが、しかし、それにとどまらず、「預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金の受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（・・・）の性質を有するものも多く含まれている」としている。

寄託は預金債権を生じさせるが、預金債権自体は、枠組みを設定する契約である普通預金契約の下で、個々の預入れ等により個別の消費寄託がなされることで発生する⁽⁵⁾。

取引の停止とは、普通預金契約は維持したままで、その下での役務の提供を「停止」し、また、預金債権についてその支払を「停止」するものである。役務の提供の「停止」は、その間の役務提供債務からの解放であり、その間少なくとも個別取引をする義務を金融機関は負わないのに対して、預金債権の支払については発生している預金債権について請求があっても支払を拒絶する、というものと解されている⁽⁶⁾。

取引の停止は、金融機関の役務提供義務の発生の停止と預金債権についての弁済の停止（弁済期の伸長ないし抗弁の付与）であり、それがどのような場合に認められるかは当事者の合意による。

この点について、普通預金契約上の法律関係の詳細は「普通預金規定」が定めている。約款による取引である。すなわち、普通預金規定は、いわゆる約款であり、その拘束力や合理性の問題がある。本稿では、普通預金規定が（いわゆる約款の採用要件をみたして）契約内容となっていることを前提とする。

普通預金契約においては、一定の場合に取引の停止を行い得ること、およびその「一定の場合」が列挙されている（普通預金規定〔全国銀行協会による「普通預金規定（個人用）参考例」。以下、同じ。〕11）。

11.（解約等）

(1)（略）

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が前条第1項〔(注) 譲渡、質入れ等の禁止〕に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(5) 中田裕康「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」金融法務事情1746号17頁（2005年）、同「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」金融法務研究会報告書（12）『最近の預金口座取引をめぐる諸問題』25～26頁（2005年）。

(6) 中田・前掲注（5）金法1746号19～20頁。

(3) (略)

(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

普通預金口座が各種の決済に用いられていることは少なからずあり、「取引の停止」すなわち、金融機関の役務提供の債務・義務の不発生や預金債務の履行拒絶は、自動支払がなされず預金者に遅延損害金の発生や期限の利益の喪失が生じたり、入金を受けられず適時の債権回収の機会が失われたり、出金ができず生活や営業の運転資金に窮するなど⁽⁷⁾、それによって預金者が看過できない不利益を被る可能性がある。したがって、当事者の合意として、取引の停止が認められる場面を預金契約において合意することは、一般には有効であるが、まず、普通預金契約の場合には、それが約款によって定められているため、約款の拘束力の問題やその内容の合理性の問題がある。また、普通預金契約の性質上、取引停止は、「やむを得ない事由がなければできないという黙示的な合意が一般的に組み込まれているものと解すべき」であって、約款である普通預金規定の条項は、その具体化という限りで合理性を持つと指摘されている⁽⁸⁾。口座の不正利用に対する暫定的な措置として取引の停止が用いられていることから、金融機関が、取引停止措置を取った時点において、当該金融機関に照らして標準的な金融機関であればその事情ありとする判断が合理的であったときは、事後にその事由の不存在が明らかになったとしても、帰責事由がないとされる⁽⁹⁾。

(3) 取引停止措置を取ったことの適法性

法3条1項の「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」の取引の停止も、それが普通預金契約上の金融機関の債務の不履行に当たらないためには、「やむを得ない事由」の存在が必要ということになる。この観点から解釈される、普通預金規定11.(2)③の「この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」の一具体化として、「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」が位置付けられる

(7) 出金ができないことによる不利益については、預金者から普通預金契約を解約して、直ちに支払を受けられることができるかにも関わる。

(8) 中田・前掲注(5)金法1746号19～20頁。犯罪利用預金口座法に関する裁判例では、「合理的な理由なしに取引停止措置を講じない義務」を問題とするものがある(東京地判平成23年6月1日判タ1375号158頁)。

(9) 中田・前掲注(5)金法1746号20頁。

ことになろう⁽¹⁰⁾。

問題となるのは、実は、犯罪利用預金口座ではなかったときに、どのような基礎付けがあれば、なお普通預金規定の要件を充足したものとなり、取引の停止等の措置を取ったことに対する責任が発生しないこととなるのか、である。

(ア) 全銀協ガイドライン⁽¹¹⁾

法3条1項の「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」に関して、金融機関の行為義務として、どの程度の調査を行って判断すれば「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」と言えるかにつき、全国銀行協会による「振り込め詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン（事務取扱手続）」（以下「全銀協ガイドライン」という。）は、取引の停止措置を取るべき場合として、次のように定めている（これらは、取引停止措置を講ずるべき場合を網羅するものではない⁽¹²⁾）。

a. 捜査機関等から、当該預金口座等が犯罪利用口座等として使用されている旨、書面または電話等により通報された場合（弁護士・認定司法書士からの通報は、それぞれ日本弁護士連合会・日本司法書士連合会制定の統一フォームによる⁽¹³⁾）

b. 当該預金口座等について被害申出人から犯罪利用口座等である旨の具体的な申出があり、当該被害申出人から当該預金口座等への振込が行われたことを確認できるとともに、他の取引の状況、口座名義人との連絡状況等から犯罪利用預金口座等であると判断でき、直ちに取引の停止等の措置を講ずる必要がある場合

c. 当該預金口座等が犯罪利用預金口座等であるとの疑いがある旨、または当該預金口座等が振込利用犯罪行為に利用されている可能性がある旨の情報提供があった場合において、以下の

(10) 取引停止措置が、犯罪利用預金口座法3条1項の要件に適合するもので適法に行われたときに、当該口座の顧客との関係でも「合理的な理由なしに取引停止措置を講じない義務に違反するものではない」とする、東京地判平成23年6月1日判タ1375号158頁参照。

(11) 犯罪利用預金口座法の制定を受けた金融機関の対応に関するガイドラインにつき、干場力「『振り込め詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン（事務取扱手続）』の概要」金法1840号12頁（2008）を参照。

(12) 干場・前掲注（11）13頁。

(13) 日弁連の統一フォームには、注意事項として、「全国銀行協会では、被害者代理人弁護士が日弁連の統一書式を利用して預金口座等の取引停止等の措置を求めた場合には、当該預金口座等が犯罪利用預金口座等である疑いがあるものと迅速に認定し、適切な措置を講じる取扱いとしています。」「金融機関は、弁護士の判断を信用して当該預金口座について取引停止等の措置を講ずる立場であり、当該口座名義人からクレームがあった場合の対応までではできません。したがって、その場合のクレームは弁護士の責任において処理することを理解した上で本要請書をご利用下さい。」との記載がされている。ただし、弁護士の責任において処理するというのは、いわば内部的な弁護士と金融機関との関係でのものであって、それにより当然に、金融機関が預金契約者との関係で義務違反とならないことを導くものではない。

アからウのいずれかまたはすべての連絡・確認を行った場合

ア 当該預金口座等の名義人の届出電話番号へ連絡を行い、名義人本人から口座を貸与・売却した、紛失した、口座開設の覚えがないとの連絡が取れた場合

イ 当該預金口座等の名義人の届出電話番号へ複数回・異なる時間帯に連絡を実施したが、連絡が取れなかった場合

ウ 一定期間内に通常の生活口座取引と異なる入出金または過去の履歴と比較すると異常な入出金が発生している場合

d. 本人確認書類の偽造・変造が発覚した場合

(イ) 裁判例

裁判例では、「捜査機関等」として捜査機関以外にどのようなものが含まれるのか、特に弁護士からの情報提供・要請があった場合に、捜査機関への問い合わせなどのそれ以上の調査を行わずに、取引の停止の措置を取ったことが、債務不履行（や不法行為）に該当するか、その「適法性」が問題となったものがある。東京地判平成24年10月5日判タ1389号208頁・金法1971号124頁は、「弁護士からの日弁連の統一書式により情報提供等がされた場合には、そのみで口座凍結等の措置を執るとする本件ガイドラインは、当該情報提供が明らかな客観的事実と齟齬しているなど、その内容が虚偽であることが一見して明らかであるような特段の事情のない限り、振り込め詐欺被害者救済法3条1項に従った適法なもの」（口座名義人に対して債務不履行責任を負わない）としている。犯罪利用預金口座法の立法過程、それをふまえた全銀協ガイドラインと日弁連の統一書式の作成・周知の経過、社会正義の実現を使命とし高度の法的知識を有する専門家としての弁護士の地位から、弁護士が日弁連の統一書式を使用して口座凍結等の要請を行う場合には、合理的な根拠や裏付けがあつて行うものと想定して、きわめて信用性の高い情報と評価してよく、そのように日弁連統一書式を使用した情報提供等を受けた金融機関が、その記載内容が真実であるかどうかについて、当該弁護士に問い合わせる調査等をする事までは期待されないことを理由とする。

さらに、東京地判平成23年6月1日判タ1375号158頁は、一般論として、同様に、捜査機関等から当該口座の不正利用の情報提供がある場合には、当該金融機関において、「提供された情報自体から明らかに」犯罪利用預金口座等でないと認められるとか、当該口座が犯罪利用預金口座等でないことを知っていたなどの特段の事情のない限り、提供された情報に相当の理由があるかどうかを別途調査することなく、取引停止の措置を講ずることができるとし、また、具体的に、弁護士名で日弁連統一書式を用いて不正な口座利用に関する情報の提供がある場合について、特段の事情がない限り、「当該弁護士が実在することを確認すれば」足り、捜

査機関等に問い合わせるなどして、提供された情報に相当の理由があるかどうかを別途調査することを要しない、としている。

また、同判決（東京地判平成23年6月1日判タ1375号158頁）は、法3条1項の「捜査機関等」の意義について「等」とは、「捜査機関以外で、振り込め詐欺等の被害者に迅速な被害回復に当たる者を指し、具体的には弁護士会、金融庁及び消費生活センターなどの公的機関や、振り込め詐欺等の被害者代理人となる資格を有する弁護士及び認定司法書士が含まれる」としている⁽¹⁴⁾。

（ウ） 若干の検討

立法解説や裁判例では、法3条1項の「捜査機関等」には、警察、弁護士会、金融庁、消費者センターなどの公的機関、弁護士、認定司法書士が含まれるとされている⁽¹⁵⁾。また、全銀協ガイドラインでは、弁護士や認定司法書士からの情報提供・要請（通報）は、それぞれ日本弁護士連合会・日本司法書士連合会制定の統一フォームによることとしている。

法文上は、「捜査機関等」からの当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることは、金融機関が犯罪利用預金口座等である疑いがあると認める判断の材料であって、「勘案」する「事情」の代表例にとどまる。全銀協ガイドラインが想定するように、「捜査機関等」以外からの情報提供のルートが閉ざされているわけではない。しかし、勘案する事情の代表例として掲げられ、また、法4条1項の預金債権消滅手続の開始公告の請求においても「捜査機関等」からの情報提供が特別の位置を与えられている。また、犯罪利用預金口座法の解釈上は、法4条1項においては、「疑うに足りる相当の理由があると認めるとき」とあって「相当の理由」が必要であることが明文化されているのに対し、法3条1項においては、「相当の理由」への言及がない。法4条1項では、捜査機関等からの情報提供を受けた場合にその情報に基づいて当該預金口座等による振り込み利用犯罪行為による被害の状況について行った調査の結果も公告請求の勘案事情とされている（同項2号）。これらの規定からすると、法3条1項の下でも、理由なく「疑いがあると認める」ことは許容されていないと解されるものの、そのような疑いについての「相当な理由」の存在までは法文上要求がされていないのは、法4条1項と異なり、「疑いがある」と認めることを要件とした保全的な性格のものであり、さらなる調査

(14) その控訴審である東京高判平成23年11月24日（消費者法ニュース92号164頁）も、口座名義人（原告）が、「捜査機関等」は、捜査機関、又は捜査機関に準じる捜査能力、捜査権限を有しているものを指すと解すべきであり、また、仮に、弁護士が捜査機関等に含まれるとしても、捜査機関による相当程度の捜査を経なければ取引停止措置を取ることとはできないと解すべきであると主張したのに対し、そのように限定的に解釈すべき合理的理由は見いだせないとする。

(15) 注(14) およびその本文参照。

が、消滅手続の開始のためには求められるとしても、取引停止についてはそうではないことが想定されているものと解される。

これは、被害者の救済のために迅速な判断と措置とが求められているものと解され、法令や公序良俗に反する行為に利用され、またそのおそれがあると認められる場合という普通預金規定の解釈上も、その考慮が反映し、「捜査機関等」に該当するとされるこれらの公的な機関や弁護士、認定司法書士からの適式な情報提供および要請については、それぞれの主体の存在について確認し、情報提供や要請がされたこと自体を確認する必要はあるが、その公共的性格等からすると、それ以上に、当該情報提供に係る情報の真偽について調査する義務はなく、その調査をしなくとも預金口座権利者に対する義務違反とはならないと考えられる。そのような情報提供・要請にもかかわらず、取引停止措置を取るべきではないのは、犯罪利用預金口座でないことを金融機関が知っている場合や、当該情報提供自体からその内容が虚偽であることが明白である場合に限られよう⁽¹⁶⁾。なお、この反面、取引停止後の預金口座契約者への速やかな通知や、明白に虚偽であるとは認められないにしても普通預金口座の利用の実績などから情報提供の真実性に疑義があるときにその後の補完的な調査が必要とされよう。

これに対し、被害者や第三者からの申出に対しては、金融機関における調査が必要である（その細目は、全銀協ガイドラインに示されている）が、ここでも、保全的な性格であることを勧告する必要がある。被害者や第三者からの申出の場合に、問題となるのは、口座名義人への確認である。保全の性格からすれば、口座名義人への確認以外の手法で疑いを基礎付けられるなら、とりあえず出金の停止等の措置を取り、名義人に通知するという方法も考えられなくはないが、取引停止措置による不利益を考えると、その他の情報から犯罪利用預金口座であることを確信するのが合理的であるというのでない限り、口座名義人への確認が必要であろう。客観的にはそれをも許さない緊急性があったとしても、その実現は、民事保全・司法手続によるべきで、公共的役割が期待されその点からの使命もあると考えられるとはいえ、一私人であり、預金契約当事者である金融機関に依拠するのは限界があると思われる。

(4) 取引停止措置に関連する義務——通知義務

捜査機関等からの情報提供や要請による場合には、口座名義人への確認は必要ではないと考えられる。しかし、その場合も、犯罪利用預金口座ではないという可能性が存在し、取引の停

(16) 警察からの依頼に基づき、普通預金規定を基礎として、取引停止の措置が取られた場合について、約款の拘束力を認め、取引停止措置の判断が普通預金規定に反するとか、違法であると評価される点は認められないとした、東京地判平成19年2月14日金法1806号58頁、金融機関に更なる調査義務はないとした、東京地判平成20年11月12日判時2040号51頁・判タ1305号117頁がある。

止が預金契約者に与える不利益の可能性を考慮すると、保全的に、口座名義人への確認なく取引の停止をとることが普通預金契約上許容されるとはいえ、その旨を預金契約者に通知する義務が、預金契約上の義務として、金融機関に課されると解される⁽¹⁷⁾。

普通預金規定 11. では、口座解約について「預金者に通知することにより」としており取引停止については通知に言及がない。これは、解約についてはその旨の意思表示を要するのに対し、取引停止自体は意思表示を要せず行い得ることを示すものにすぎず、取引停止措置を取ったことの通知を不要とするものではない。

犯罪利用預金口座法では、名義人による払戻請求訴訟が提起されたときは、債権消滅手続の入口となる公告請求はできず、また、公告後所定の期間内に名義人から権利行使の届出があった（そのことが金融機関から預金保険機構に通知された）ときは債権消滅手続は終了する（法 4 条 2 項 1 号、6 条 1 項・3 項）。とすると、取引停止後に名義人へその旨の通知を行うことは、名義人からの払戻請求訴訟や権利行使届出を招来させ、法の目指した被害者救済を停めることになり、一般の取引停止の場合と異なる考慮を要するかが問題となり得るが⁽¹⁸⁾、そのような事情を勘案してもなお通知義務が否定されることにはならないと考えられる。最大の利害関係人である口座名義人への照会なく取引停止の措置を実行し得ることに対応した配慮の必要を打ち消すだけの事情とは言えないと考えられるからである。通知を要しないのは、犯罪利用預金口座であることが確実である場合や捜査の必要などから通知をしないことが捜査機関から要請されたような場合ではないだろうか。

弁護士や司法書士からの情報提供・要請の場合には、口座名義人からの苦情に対しては、弁護士や司法書士において対応することが予定されており、統一フォームの注意事項として記載されている。金融機関は、口座名義人からの苦情や異議に対しては、弁護士や司法書士からの情報提供・要請によるものであること、およびその連絡先を伝える義務がある。これも預金契約上の義務と解されるが、苦情や異議があってはじめて開示すべきものかどうかはなお問題である。基本的に、通知義務の内容と言うべきではないだろうか。なお、この場合、他者の情報を別の者（預金契約者）に伝えるわけであるが、その預金契約者への提供は、統一フォームの記載から許容したうえでの情報提供・要請がされているため、情報提供者との関係ではその提供には同意があると言える。

また、苦情があったときは、当該弁護士や司法書士に対して、苦情があった旨を連絡するこ

(17) 岩原伸作「警察からの依頼に基づく預金取引停止措置」ジュリスト 1402 号 139 頁、141 頁（2010 年）、中田・前掲注 (5) 金法 1746 号 20 頁（取引の停止一般に関して、取引の停止の際に、またはその後に、信義則上、通知義務が課される場合があるとする）。

(18) このほか、犯罪利用預金口座であったときに、当該口座は捕捉されているので、他の口座や他の方法での金員詐取へと向かうようシグナルを与えることになるという点もなくはないが、通知を不要とする理由とはならないだろう。

とになる⁽¹⁹⁾とされている。情報提供者・要請者に対する信義則上の義務と理解される。

(5) 取引停止措置の維持または解除

取引の停止が取られた場合、その維持や解除の問題がある。普通預金契約上の取引停止事由が存在しないことが明らかになったときは、もはや、取引停止の維持は理由がない。そのような場合にもなお取引の停止を維持することは、不当な取引停止措置として、債務不履行責任を生じさせることになろう。

(ア) 口座解約と払戻請求

犯罪利用預金口座法が予定するのは、債権消滅手続を経て、債権を消滅させ、被害者への被害回復金の支払原資とすることであり、債権消滅手続が進行している限り、取引の停止措置が解除されて、払戻し等がなされることはなく、その限りにおいては、普通預金契約上も、取引の停止措置の維持は、債務不履行を生じさせないと解される。

また、普通預金規定上は、取引の停止から普通預金口座解約に至ることが想定されるが、解約がなされたとしても、債権消滅手続が進行している限り、払戻し等がなされることはなく、同様に、その限りにおいては、払戻しの拒絶は、債務不履行を生じさせないと解される。

債務消滅手続を措いても同様であろう。すなわち、法令・公序良俗違反の不正な口座利用の場合の取引停止措置の場合には、その後、口座解約に至ることが少なくないであろう。そのように口座解約に至っているときは、各種役務提供はもはや生じないが、預金債権の弁済停止についても、これが外れるという意味で、取引停止措置が失効することにならないのか、また、普通預金規定上、口座解約は取引停止措置の終了事由ではなくその後も払戻停止の限りでその効力が存続するとしても、そもそも口座解約に伴う普通預金契約終了により普通預金規定の効力が失われるのではないかという問題がある。後者の普通預金規定の効力については、普通預金契約が終了しているとしても余後効として整理することができよう⁽²⁰⁾。また、前者については、法令違反や公序良俗違反の口座利用またはそのおそれを理由とする取引停止措置が、そのような不正使用を許さないための暫定措置であるとする、口座解約により口座利用は封じられ、取引停止措置は口座解約の場合の法律関係に吸収されることになろう。口座解約により口座利用自体が将来に向かってもはやなくなるわけではないが、預金債権の払戻しの停止にあっては、法令違反や公序良俗違反の口座利用またはそのおそれの内容として、公序良俗違反となる原因関係による預金債権について口座名義人への払戻しを停止するのが適切である

(19) 廣渡・福田・前掲注(3) 94頁。

(20) 岩原・前掲注(17) 141～142頁、川地・前掲注(26) 101頁、前掲・東京地判平成22年7月23日。

という考え方が基礎にあるなら、解約によって当然に払戻停止が外れるということにはならないだろう。もっとも、残高債権の弁済義務を負っていながら、半永久的に拒絶できることにもなりかねない問題がある⁽²¹⁾⁽²²⁾。

取引の停止措置が取られたときに、預金契約者から解約の意思表示をして、払戻請求ができるかについては、取引の停止措置一般については、預金者の側から解約をして預金債権の弁済を請求することはできると言わざるを得ないという指摘がある⁽²³⁾。もっとも、その場合も、犯罪利用預金口座である、またはその疑いがあるが法令違反・公序良俗違反の利用ないしそのおそれがあると判断されて、取引の停止がなされていた場合には、(i)預金債権について被害者に何らかの優先権が認められる可能性、(ii)預金口座名義人による払戻請求が権利濫用となる可能性があるため、取引の停止を要請した法令・公序良俗違反該当性についてその判断を合理的とする相当な理由がなお存続する場合には、残高債権の弁済について拒絶することができ、債務不履行責任はなお問われないと解することが可能であろう⁽²⁴⁾。

(イ) 取引停止事由の不存在

取引停止の要件は、法令違反・公序良俗違反の利用ないしそのおそれがあると判断されることであり、犯罪利用預金口座である、ないしその疑いがあると判断されることであるから、そのような判断の基礎がなかったことが明らかになったときは、取引停止措置を解除する義務がある。では、どのような場合に、犯罪利用預金口座であるとの疑いが解消されることとなるのか。

犯罪利用預金口座法との関係では、端緒となる情報提供や取引停止要請の取りやめ・取り下げがある。

取引停止措置の端緒となった捜査機関等から犯罪利用預金口座ではないことが明らかになったとして要請の取り下げがあった場合には、取引の停止等の措置の解除事由になると解される。

これに対し、弁護士や司法書士からの情報提供・要請によった場合であって、その後、弁護士等（被害者側）と口座名義人との間で和解が成立し、その和解により、名義人からまたは弁護士等から取引停止措置の解除の申出がされた、ないし、弁護士等から要請の取り下げが求め

(21) 岩原・前掲注(17)142頁（強制執行や保全処分等の公式な手続を踏まずにあまりに長く取引の停止措置が継続することは、透明性を欠くため、その解除や当然終了となるべきだと説く）を参照。

(22) ここでも、預金債権の帰属先についてそれが口座名義人であるのか、そうであるとしても被害者に何らかの優先権がないかについての検討の必要が認められる。

(23) 中田・前掲注(5)金法1746号20頁。ただし、解約後の残高債権に対する被害者の権利行使の可否は別途問題となることが前提とされている（同18頁）。

(24) 岩原・前掲注(17)141～145頁を参照。

られた場合、停止措置を解除すべきか。

弁護士等からの情報提供や要請は、犯罪利用預金口座である疑いを基礎付けるものにすぎない。他に被害者が存在しないことが明らかであるという場合には特段の事情があるとされるが、しかし、仮に被害者が一人であることが明らかであって、その被害がすでに救済されたというような場合であっても、今後の被害の可能性をも考えるとき、なお、「疑い」や「おそれ」が払拭されないこともあり得よう。いずれにしても、「疑い」や「おそれ」が払拭されているかが鍵であるから、弁護士等から要請の取り下げがあったとしても、そのみでは、取引停止措置の解除に応じる理由とはならないと解される⁽²⁵⁾。したがって、その場合に取引停止の解除に応じないことは、口座名義人に対する債務不履行や不法行為の責任を発生させるものではない。

(ウ) 債権消滅手続の進行を止める事由と取引停止措置の終期・解除

a. 総論

犯罪利用預金口座法においては、取引の停止は、次の債権消滅手続への前段階として位置づけられている。そのため、債権消滅手続が取られないことが明らかになったときは、取引停止の措置も解消すべきであるのが問題となる。

債権消滅手続は、金融機関から預金保険機構に対して、公告を求めることから始まる（法4条1項）。この公告請求は、当該預金等の払戻しを求める訴えが提起されているとき、あるいは当該預金債権について訴訟が提起されているとき、強制執行等が行われているときは、法4条1項による公告を求めることはできず、消滅手続が開始しない（法4条2項、規則5条1号）。また、消滅手続が開始しても、名義人を含め、預金債権者から当該預金債権について権利行使の届出があったときや強制執行等があったときは、金融機関から預金保険機構へのその旨の通知を経て、消滅手続は終了する（法5条1項5号、6条1項、3項）。

この場合に2つの局面で、取引停止措置への影響が問題となる。1つは、法の予定する一連の手続の中で、消滅手続の終了が法3条1項の取引停止措置にどう影響するのかである。もう1つは、普通預金規定・普通預金契約に基づく取引停止措置に影響するのか、である。

b. 裁判例

関連する裁判例に、東京地判平成22年7月23日金法1907号121頁がある。口座名義人Xが金融機関Yに対し、普通預金2,050万7,431円の払戻しを求めたのに対し、Yが、法3条1項およびYの普通預金規定に基づく取引停止措置を理由として、上記払戻請求を拒絶したという事案である。取引停止措置に至る経緯は、懸賞金詐欺に係る犯罪利用預金口座等の疑いが

(25) 廣渡・福田・前掲注(3)94頁。

あるとして、警察署長から、口座凍結の依頼を受け、同日、Yが当該口座について取引停止措置を取ったというものであった。また、約半月後、Yは、警察署担当者に口座凍結解除の可否について照会し、現状凍結依頼を解除する予定はないとの回答を得て、翌日、当該口座を強制解約し、その時点の残高を別段預金口座に移管した。その後も判決時に至るまで、同警察署から、口座凍結依頼の解除・撤回はなされていない。

Xは、法4条2項により、預金等の払戻しを求める訴えが提起されているときは、取引停止等の措置や消滅手続の開始に係る公告を求める旨の規定は適用されず、Yが主張するところの法3条1項に基づく法的義務は、本件訴訟の提起により消滅しているから、同項に基づく取引停止措置を理由に預金払戻請求を否定することはできないと主張した（その他、法5条1項5号・6条、25条も援用する）。

判決は、Yの取引停止措置が、法3条1項に基づく適法なものであるとともに、普通預金規定に基づく正当なものであると認めたとうえで、Xの上記主張に関して、「法4条は、預金等に係る債権の消滅手続における公告の求めについて規定したものにすぎず、金融機関のとした取引停止措置について何ら規定するものではないから、上記主張は失当である」としている。結論として、Yの抗弁を認めXの請求を棄却した。

c. 若干の検討

犯罪利用預金口座法による取引停止措置と普通預金規定に基づく取引停止措置のうち、第1の法3条1項の取引停止措置に関しては、2つの考え方ありうる。

1つの考え方は、法は、被害者への司法手続外での分配のための仕組みを定めているのであって、各段階はそのためのものと位置づけられるというものである。特に、法の目的規定（1条）は、被害者への「被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって」被害者の「財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とする」と定めており、取引停止措置は掲げられていないことから、取引停止措置は、債権消滅手続の準備段階と位置づけられる。また、払戻しの訴えが提起されると、消滅手続の開始原因を欠くことになり、預金債権消滅手続は開始されない。これは、債権消滅手続が裁判外で迅速かつ公平に犯罪利用預金口座の預金を被害者に分配することに向けた手続であるところ、払戻しの訴えが提起されたときは、法廷の場において法律関係が決着されることになるため、それによるのが適切であるという判断に基づいている。したがって、明文規定はないものの、払戻しの訴え提起により本体たる預金債権消滅手続が開始されない以上、準備段階である取引停止措置も効力を失う、という見解である⁽²⁶⁾。

(26) 川地宏行「取引停止措置がとられた犯罪利用預金口座における払戻請求の可否（東京地判平22・7・23）」現代消費者法11号97頁、101頁（2011年）。ただし、普通預金規定に基づく取引停止は別であるとする。

法4条2項に関しては、払戻しの訴えの提起（さらにはその他の当該預金債権に係る訴えの提起）が、公告請求の消極要件となっている。訴訟提起の主体については、被害者と口座名義人の双方が考えられる。口座名義人が払戻しの訴えを提起したが取り下げられたときや敗訴が確定したときは、消極要件が消滅したものと解され、消滅手続を開始することができよう⁽²⁷⁾。また、いったん終了した消滅手続の再度の開始も考えられなくはない。そうだとすると、この見解のもとでも、法3条1項の取引停止措置が終了するのは、最終的な分配にまで至らないことが明らかである場合であって、消滅手続の開始原因を欠く場合や、消滅手続が終了する場合で手続の再開がされないことが明らかであるような場合であると解することができる⁽²⁸⁾。当該預金口座について預金等の払戻訴訟や他の訴訟が係属していても、その請求が棄却された場合には消滅手続を開始または再開できるとすると、訴訟が係属しているだけではおよそ消滅手続がされないことが明らかとは言えないことになる⁽²⁹⁾（もっとも、消滅手続における権利行使の届出、特に口座名義人による権利行使の届出との関係をどう理解するかという問題がある）から、取引停止措置も終了する（金融機関はその解除をしなければならない）とは言えないと解することになる。

もう1つの考え方は、法3条1項は、分配のための一連の手続と関連するものの、独立して法が用意する、被害の予防・救済措置であるというものである。この考え方によれば、法3条1項の取引停止措置は、消滅手続の不開始の原因や終了原因があっても、なお存続することになる⁽³⁰⁾。前記東京地判平成22年7月23日はこの考え方によっている。

被害者救済の観点からは後者の考え方も成り立ち得るが、しかし、その場合、およそ疑いが解消されない限り、取引停止措置が継続すること、その形で口座名義人に不利益を生じさせることが適切なのかという問題がある。

この点も、預金債権の帰属の問題に関わる。預金債権の払戻しに限れば、預金債権の帰属について被害者に帰属すると考えるならば、終期の見通しが立たないまま、取引停止措置を理由に名義人の払戻請求を拒絶することの不当性は減じられる。しかし、預金債権についても、被

(27) 水口・前掲注(2)109頁参照。

(28) 預金債権の帰属に関し、口座名義人が預金債権者であるとしても、単に預金債権を行使し払戻しを請求する訴訟を提起しても、後述するように普通預金規定上、法令違反・公序良俗違反の不正利用やそのおそれが存在する以上、取引停止措置を理由とする払戻拒絶が有効になされると解される。口座名義人の払戻訴訟については、犯罪利用預金口座該当性を欠くことの証明がされたような場合が、消滅手続の不開始や終了が確定的な場合と言えよう。

(29) 廣渡・福田・前掲注(3)96～97頁は、訴訟の当事者および帰趨によって3つの場合を区別する。①被害者による訴えが取り下げられた、または敗訴した場合、②預金名義人からの払戻請求訴訟が棄却された場合、③預金名義人からの払戻請求訴訟が認容された場合である。前二者は、消滅手続開始を妨げないという。

(30) 水口・前掲注(2)107頁参照。

害者以外の振込や入金があり、口座名義人に帰属すべき部分がある場合には問題がある。また、生活口座や決済口座として利用されていた場合に、別口座の開設という選択肢が用意されているとはいえ、取引停止措置が口座全体に及んでいる限りは、新たな入出金が止められることの不利益があり、それが終わりが見えないまま長期に続くことの不当さは、なお問題視され得る。

第2に、法3条1項について前者の考え方をとる場合にも、普通預金規定による取引停止の措置が当然に解除されるかは別問題である⁽³¹⁾。普通預金規定上は、要件である法令違反・公序良俗違反の口座利用ないしそのおそれが認められる場合という状況が解消しない限りは、取引停止措置を解除する正当な理由はない。

そのように、法3条1項は消滅手続等の前段階であるとし、しかし、普通預金規定による取引停止等措置は残ると考える場合にあっても、その終期の問題はある。司法外での分配の手続の可能性が遮断されている中で、被害者等が仮差押え、差押え等何らかの権利行使を全くしないで長期の期間が経過するときであって、その口座が犯罪以外にも利用されているときは、取引停止の措置の解除を行うべきではないか、あるいはまた、すでに口座の解約がされているときは、払戻しをすべきではないかが問題となり得る。しかし、払戻しについては預金債権の帰属の問題があるうえ、原因関係において公序良俗違反の給付の疑いが存続する中で、名義人に払戻しをすることは、契約当事者の合意の問題としても、普通預金規定の趣旨に反するようと思われる。生活口座にもなっている場合にはそれゆえの不利益もあるが、預金契約者には他の口座の開設による対応手段があることが勘案されよう。

(エ) 取引停止措置解除後の扱い

取引停止措置が解除されたときは、金融機関による役務提供義務が具体的に発生し、また、要求払いの払戻義務が生じる。その支払額については、停止措置が適法であった以上は抗弁があったことになり、債務不履行責任を生じる債務不履行自体がないことになる⁽³²⁾。したがって、遅延損害金は発生しないと考えられるが、預金利息については、預金利息についての約定次第であるが、取引停止措置の期間中の約定利息が加えられることになるのではないかと⁽³³⁾。

これに対し、すでに解約が有効になされていたときは、事情が異なる。

なお、すでに犯罪利用預金口座法に基づく消滅手続や分配手続がされていた場合の処理につ

(31) 川地・前掲注(26)101～102頁。

(32) 中田・前掲注(5)金法1746号20頁。

(33) 口座名義人が払戻しの訴えを提起し、犯罪利用預金口座等ではないことを証明し、請求が認容された場合に、金融機関が敗訴したときの訴訟費用の負担も論じられている(新井剛「犯罪利用預金口座の取引停止と金融機関の注意義務」ジュリスト1458号87頁、90頁(2013年))。

いては、規定がある（法 25 条）。取引の停止にとどまらず、解約がされ別段預金として保管されていたが、消滅手続は取られなかった、あるいは、その手続が終了したような場合、すでに取られた措置の解除という場合、どのような対応をすることになるのが問題となる⁽³⁴⁾。

（オ） 取引停止の「抗弁」の主張に係る人的範囲

取引停止措置は、預金契約者や口座名義人に対する措置である。それ以外の主体に対する効力の問題がある。預金契約者または口座名義人の債権者により当該預金債権について差押えがされたような場合、一般に、取引の停止による払戻しの拒絶を差押債権者等に対して主張できると解される⁽³⁵⁾。法 3 条 1 項に基づくものであれ、普通預金規定に基づくものであれ、払戻しの停止は、弁済期の伸長ないし拒絶権の付与であり、当該債権についての履行請求に対する抗弁として、差押債権者に対しても主張できるからである。

しかし、被害者による差押えや被害者による払戻訴訟（代位訴訟を含む）についても同様なのは問題である。法 3 条 1 項、4 条との関係では、当該預金債権について訴訟係属や強制執行等がされているときは、消滅手続開始のための公告請求はなされない。預金債権を巡る法律関係はそれらの訴訟に委ねる趣旨であることからすると（仮に前記（エ）において、それにより当然に法 3 条 1 項の取引停止措置が終了することにはならないという見解によるとしても）、法 3 条 1 項の取引停止措置をこの局面で主張することはできないとするのが適切であろう。普通預金規定上の取引停止措置については、その趣旨から、人的な範囲を限定する解釈が考えられなくはない。ここでも、預金債権の帰属や預金債権に対する被害者の権利の内容の問題が関わる⁽³⁶⁾。

(34) 預金口座がすでに解約されていた場合であっても、預金契約上の義務（解約が有効であることからは、余後効としての性格）がなお存続する。預金者による請求があれば新規に口座開設ができ、それで対応は十分とも言えよう。ただ、従来の決済口座としてその存続が預金者にとって意味があることも考えられるので、口座の「復旧」を考えるなら、改めて名義人口座を設け、それまでの預金利息を付した金額を口座の預金額とするなどの措置が考えられる。これ自体は、別段預金とされた預金取引についての扱い一般の問題に関わる。

(35) 反対の見解として、水口・前掲注（2）110～111 頁。本文後述の被害者による権利行使、第三債務者による判断の問題を理由とする。なお、債権譲渡禁止特約が差押・転付債権者に対抗できないことが参照例に挙げられているが、弁済期に係る定めは債権の内容としてより本質的であることや公序良俗に反する（そのおそれがある）ことが原因事由である——後述のように被害者からの差押えには対抗できないとするときは秩序維持以上に被害者保護の要請を重視することになり、私人間の利害の優先劣後という面がないわけではないもの——ことから、譲渡禁止特約と同列には考えることができないであろう。

(36) 普通預金規定、普通預金契約の解釈として、差押債権者の属性等によって対抗の可否が変わるとなると、第三債務者たる金融機関に困難な判断を強いることになりかねない（水口・前掲注（2）111 頁）。差押債権者の種類による区別は困難であろうし、第三者異議にしても第三債務者が出せるものではない。このような考慮からは、被害者以外の他の一般債権者であっても、およそ差押債権者には主張できないと解することに傾くが、他方で、潜脱の可能性も生じる。それを金融機関が抗弁によって封じることまでは期待できないと考えるべきかどうかであろう。なお本文のように解しておきたい。

(6) 取引停止措置を取らなかったことの適法性

以上とは逆に、金融機関が取引の停止措置を取らなかったことに対して私法上の責任が生じ得るだろうか。問題となるのは、犯罪利用預金口座である可能性について情報提供があったり、金融機関がそれに気づく端緒があったが、その「疑い」に至らないといった判断等から取引の停止措置を取らなかったが、実は犯罪利用預金口座であったために、なお入金等があり、あるいは出金がされて、被害が拡大した（実質的に被害の回復ができなくなった）という場合に、被害者に対する責任が生じるかである。

また、いったん取引停止措置が取られたが、後に金融機関がその解除を行った（解除に応じた）という場合において、その解除が正当な理由のないものと判断された場合に、被害者に対する責任が生じるかという局面でも問題となり得る。

法3条1項は、「講ずるものとする」という規定にとどまり、「講じなければならない」とはしていない。また、普通預金規定も、金融機関の権能を定める形となっている。しかし、その基礎には、金融機関に期待される社会的公共的役割がある⁽³⁷⁾。少なくとも法3条1項については義務性を認めることができよう⁽³⁸⁾。しかし、法3条1項が法的義務を課すもののだとしても、犯罪利用預金口座法の下での手続のための取引停止措置を定めるものであって、被害者に対する金融機関の法的義務を端的に定めるものではない。また、普通預金契約上の取引停止も第三者のためにする契約のように被害者に何らかの権利や利益を付与するものではない。

被害者に対する責任の成否は一般不法行為の問題となる⁽³⁹⁾。裁判例では、窃取されたキャッシュ・カードを用いて振込がなされ、受取人に対して払戻しをした銀行の被害者に対する不法行為責任が問題となった事案において、「銀行の行為によって、正当な権利者の権利が侵害される切迫した状況があり、それが侵害された場合にはその回復を図ることが著しく困難である上、銀行がこれらを知悉しているなどの特段の事情があれば格別、そのような事情のない限り、」一般的に銀行が「普通預金口座に振り込まれた金員の正当な権利者の権利を保護すべき義務を課されているとは解されない」とするものがある⁽⁴⁰⁾。警察署から電話連絡や照会書の提示があったが、それ以上の問い合わせや支払の停止の要請があったわけではなく、金融機関

(37) 金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」において、口座の不正利用に関し、法に定められた預金停止措置を適切に講ずることや、迅速かつ適切に講ずるための態勢整備が求められていることにつき、水口・前掲注(2) 104頁、新井・前掲注(33) 89頁。

(38) 廣渡・福田・前掲注(3) 97～98頁、水口・前掲注(2) 109頁。

(39) もっとも、ここでも、当該預金債権についての被害者の権利や地位の問題がかかわる。預金債権が被害者に帰属すると解するときは、取引停止措置を取らずあるいはそれを解除しての弁済は、準占有者に対する弁済（民法478条）として保護の対象となり得るが、その「無過失」の判断の問題となるし、また、被害者が何らかの優先権を有すると解するときはその優先権者への対抗の可否が問題となる。

(40) 東京地判平成14年6月27日金法1667号96頁。控訴審である東京高判平成14年11月28日金法1667号94頁も同様の判断をしている。

としては当該口座に振り込まれた金員が、窃盗被疑事件の被害品であるカードを利用して窃取等されたものである可能性があるとの疑いを抱いたにとどまり、それを超えて、当該窃盗被疑事件の詳しい内容や警察の捜査状況、さらには、当該窃盗被疑事件と口座の預金者・払戻者との関係等まで認識し得たわけではないという状況で、「本件口座の払戻しの停止等の措置を取る信義則上の義務はなく、本件口座の払戻しについて過失があるとは認められない」と判断されている。事案は異なるが、この判示からすれば、捜査機関等から情報提供・要請を受けながら放置したなどの場合であれば不法行為責任が生じ得ることとなろう⁽⁴¹⁾。

4 預金債権の帰趨——債権の消滅と金銭の保管

犯罪利用預金口座法は、対象口座の預金債権について「消滅」させたいうで、それを原資として被害者への分配金の支払を行う仕組みを設けており、債権消滅手続を経て、当該債権が「消滅」すると、残高相当額は被害者への分配金原資として金融機関が保管することになる。ここでは何が起きているのだろうか。

私法上は、預金債権の「消滅」は、普通預金契約上の預金債権を、解約終了による残高債権を含めて消滅させるもので、法律の規定による債権債務の消滅ということになる。その結果、金融機関は、預金の払戻し、残高の支払債務を免れる⁽⁴²⁾。その免責は、法律の規定によるものであるから、仮にその免責による「利得」を觀念したとしても、法定の原因があるものと言えるから、不当利得返還債務（民法 703 条、704 条）を負うことにはならない。また、免責に対応して、それと同額の金銭については、その時点では不特定の被害者への支払に充て、残金は預金保険機構へ交付する義務を負い、また、所定の要件を満たす場合には預金債権の権利者であった者への支払義務が生じるものであって、金融機関の固有財産として利益を保持しない形となっているから、「利得」がないと言うこともできよう。

「消滅」するのは「対象預金等債権」、すなわち、法 4 条 1 項の規定による公告の求めに係る預金口座等に係る預金等に係る債権（法 5 条 1 項 1 号）である。このとき、口座の帰趨が問題となるが、すでに解約がされている場合もあろう（法 2 条 2 項かつこ書参照）。そうでない場

(41) 金融機関として標準的に尽くすべき注意を尽くした判断や行動をしている限り、「過失」と評価されることはないだろう。問題は何かその標準に即した行為かである。普通預金規定 11. (2) ③の該当性判断に関して、渡辺博己「預金口座の不正利用と金融機関による利用停止・強制解約等」銀行法務 21・63 号 9 頁（2004 年）参照。なお、「過失」と評価されることがあった場合に、損害の証明の問題は残る。

(42) 詳細は不明であるが、債権消滅手続による債権消滅の成否、債務不履行の有無が問題となったものとして、東京地判平成 23 年 3 月 25 日（未公開）が紹介されている（「金融判例 Digest 第 49 回」金法 1944 号 116 頁（2012 年））。

合も、対象預金等債権の「消滅」はその後の当該口座に係る預金債権の発生を予定しないものと解されるから、解約が適切であろう（普通預金規定 11. (2) ③による）し、そもそも当然の終了事由と考えることもできよう。

金融機関は、被害回復分配金の支払の原資となる金銭を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理する義務を負う（法 33 条）。このときの法律関係について、想起されるのは信託である。被害者を受益者とする不特定の受益者のための、かつ、預金保険機構を残余権利者とする信託が想定される⁽⁴³⁾。しかし、法律行為による信託の設定ではなく、また、信託法の定める各種の法律関係（一例をあげれば、受益者の各種権能や、信託終了後の計算報告等）がそのまま妥当するわけではなく、責任財産としての独立性（金融機関の固有の財産とならず、金融機関の債権者の引当てともならない）、金銭の管理に関する受託者の義務（善管注意義務、忠実義務、分別管理義務）が想定される場所であろう。その意味で、信託的關係と言えよう。上記のとおり金融機関は支払義務を負うのであるが、そこに「債権」を観念できるかについては、受益者不特定の場合作の「受益債権」の扱いや第三者のためにする契約において受益者が不特定でも契約の効力は妨げられないとされる場合の法律関係が参考となろう⁽⁴⁴⁾。なお、分別管理義務は、物理的に金銭を分けて保管するというものではなく、信託法によれば計算を明らかにする方法がデフォルト・ルールでの方法であるが（信託法 34 条 1 項 2 号口）、勘定を別にすることが望ましく、従来からの別段預金として管理するという方法に変更を迫られるものではない。

5 預金債権の帰属と被害者への分配金の支払

消滅した預金債権の残高相当額金銭は、被害者への分配金支払の原資となり、所定の手続に従って支払がなされる。

ここでは、なぜ、被害者が預金債権の残高相当額金銭から分配を受けることができるのか、その基礎にある私法上の関係について、考えてみたい。それは、犯罪利用預金口座法の下での仕組みが、対象預金債権の帰属や被害者の対象預金債権についての権利に関しどのような想定に基づいているのかを、考察することになる。

(43) 口座名義人（等）による請求の可能性があるが（法 25 条）、これは当該預金残高債権を原資とする支払の対象ではない。

(44) 「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」では、第三者のためにする契約について、「民法第 537 条第 1 項の契約において、その締結時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合においても、その契約は、そのためにその効力を妨げられない」旨の規律を民法 537 条に付加することが提議されている（第 29、1）。

周知のように、誤振込の場合の預金債権の成否および帰属に関して、平成8年判決（最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁）が、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である」としている。このとき、振込依頼人の地位に関しては、「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではない」として、受取人に対する債権者による強制執行に対する振込依頼人からの第三者異議は認められないとしている⁽⁴⁵⁾。

この判断には多くの批判と異論がある⁽⁴⁶⁾。その詳細は措き、ここでは、犯罪利用預金口座法がどのように説明できるのかを考えるという観点から、①預金債権者が口座名義人（受取人）であって被害者は当該預金債権について権利を有しない場合、②預金債権者が口座名義人であるが、被害者が当該預金債権について「何らかの優先権」を有する場合、③被害者が預金債権者である場合という3つの可能性を土台として、若干の考察を行う。

①預金債権者が口座名義人であって被害者は当該預金債権について権利を有しない場合、債権消滅手続・分配金支払手続は、詐欺等の犯罪行為による被害者をその被害に係る財産をもと

(45) その一方で、誤った振込があることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立するとされている（最判15年3月12日刑集57巻3号322頁）。また、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、受取人による預金債権の行使が当利得返還義務の履行手段としてのものなどに限定される理由はなく、払戻しを受けることが権利濫用であるとも言えないものの、「払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たり得る（最判平成20年10月10日民集62巻9号2361頁）。

いわゆる振り込め詐欺の場合には、当該受取人口座へと振込をする意思はある点で誤振込と異なるが、他方で、「詐欺罪等の犯行の一環を成す」場合に該当し得る。そのため、これらの最高裁判決のもと、受取人・口座名義人が預金債権を取得するが、その払戻請求や払戻しを受けることは権利濫用に当たるとされる可能性のある場面が少なくないと思われる。

(46) 議論状況および主要文献について、清水真希子「誤振込における振込依頼人の保護」金融法務研究会報告書（12）『最近の預金口座取引をめぐる諸問題』73頁（2005年）及び所掲の文献を参照。その後の文献として、岩原紳作・森下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金法1746号24頁（2005年）、岩原紳作「預金の帰属——預金者の認定と誤振込・振り込め詐欺等」黒沼悦郎・藤田友敬編『江頭憲治郎先生還暦記念・企業法の理論』（下巻）421頁（商事法務、2007年）、中倉寛樹「預金取引における物権と債権の交錯」平野裕之・長坂純・有賀恵美子編『新美育文先生還暦記念・現代民事法の課題』253頁（信山社、2009年）、森下哲朗「銀行による預金の払い戻しの拒絶」岩原紳作・山下友信・神田秀樹『会社・金融・法』下巻527頁（商事法務、2013年）を参照。

に救済するために、政策的に用意された仕組みであると考えられる。類似の発想は、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」による被害者救済であろう。同法は、「被害者から犯人に財産や価値が移転することによって犯罪収益が生じたものであるときは、被害者の犯人に対する損害賠償請求権等の行使による原状回復が優先されるべきであるという考え方により、そのような犯罪収益についてはその没収・追徴を控える」という改正前の組織的犯罪処罰法の立場が、実際には、組織的犯罪行為の場合など、被害者がその帰責なく民事上の請求権の行使をためらったり、マネー・ロンダリング行為がある場合など、適切な主体に対する行使が困難な状況に置かれるなどして、(犯罪収益の剥奪とともに)被害者の被害回復を実効性のないものになっていることに鑑みて、犯罪被害財産の没収・追徴を行い、それらの財産により被害回復給付金を支給することで、被害者の財産的被害の回復を図ることを目的としたものである⁽⁴⁷⁾。

犯罪利用預金口座法による債権消滅手続および分配金支払手続は、被害財産についての権利を消滅させて、それを原資として、金融機関と預金保険機構との連携・分担のもと、被害者の損害賠償請求権(等)の行使に対応する被害回復を行うものと考えられる。分配金の支払が按分比例による平等割合となること(法16条2項)や、他からの填補・賠償額が控除されること(法12条1項3号、13条2項)はこのような理解に整合的である。

②預金債権者が口座名義人であるが、被害者が当該預金債権について「何らかの優先権」を有する場合、「何らかの優先権」の内容には諸種があり得るものの、債権消滅手続は当該債権のみならずそれに係る担保権等をも消滅させるため、被害者の「優先権」もまた消滅する。その場合の債権消滅手続・分配金支払手続は、優先権の個別行使に代えて、集団的な権利行使・分配を行うための仕組みと考えられる。犯罪利用預金口座法の下では、権利者の払戻しの訴えや保全処分等が公告請求の消極要件とされ、また、公告期間中の権利行使の届出が債権消滅手続の終了原因とされている。このときの権利行使の主体は法文からは詳らかではないが、立案過程における解説によれば、前者については被害者による訴訟提起が想定され、後者については口座名義人による権利行使または被害者若しくは口座名義人による訴訟提起等が想定されていた⁽⁴⁸⁾。特に被害者について個別の権利行使が実際に行われるときはそれが優先する(債権消滅手続は不開始または終了)というのは、このような理解になじむものと言える。

(47) 同法については、飯島泰「『組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律』及び『犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律』の概要等」ジュリスト1319号82頁(2006年)、谷滋行「『組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律』及び『犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律』の概要」金法1782号39頁(2006年)を参照。

(48) 柴山・前掲注(1)金法1801号10頁、水口・前掲注(2)107頁参照。

③被害者が預金債権者である場合、本来、被害者は、預金債権者としての権利行使（払戻請求等）が可能である。にもかかわらず、犯罪利用預金口座法は、それらの権利を消滅させて、集団的な処理へと転換していることになる。ここには、個別権利行使の困難さ・実効性の低さ——権利帰属の曖昧さや権利範囲の不透明さなどが与ってしよう——とともに、一部に現実に行われている「先入れ・先出し法」による返還・組戻し処理⁽⁴⁹⁾が必ずしも公平ではないという発想もあるように見受けられる⁽⁵⁰⁾。

①～③のうち、犯罪利用預金口座法が基礎としているのは、少なくとも③ではなかろう。上記は、③と考えたとしてもなお犯罪利用預金口座法による債権消滅手続・分配金支払手続の意義に説明可能性があり得ることを示すものにすぎない。

また、いずれの場合にあっても、権利の消滅の正当化、消滅・分配金支払手続の主体が金融機関とされることの合理性等は別問題である。

さらに、犯罪利用預金口座法の仕組みは、払戻しができないまま金融機関に滞留している預金の処遇や、それらの対象犯罪の被害者の支援等のための活用など、複合的な狙いのもとで用意されている仕組みであるから、預金債権の帰属先と被害者の権利、預金債権を原資とする被害者の分配金受領という観点のみから、その仕組みの説明を考えるのは一面的である。

6 おわりに

犯罪利用預金口座法のもとの私法上の法律関係を探るのが本稿の目的であったが、その対象は一部にとどまっており、特に、分配金支払手続における個別問題は全く取り上げていない。また取り上げた項目に限定しても未解明・不分明な点が少なくない。何よりその私法上の法律関係を明らかにするには、振り込め詐欺等の場合の受取人口座における預金債権の成否・帰属、被害者（振込依頼人）の地位・権利についての考察が必要であるが、それは棚上げとしたままである。点睛を欠くことを意識しつつ、いったん稿を閉じたい。

(49) 菅原・前掲注(3)銀行法務21・684号13頁。

(50) 犯罪被害額に応じた比例按分によるという分配基準は、立案検討過程において最も議論のあった点であったが、入出金のタイミングのわずかなずれによって給付の可否が変わる可能性への疑問、公平の観念、強制執行や破産の手続における債権者平等原則などが勘案され、最終的に採用された。このほか、それ以外の基準によるときに金融機関の処理が複雑化する懸念、金融機関の判断が容易となり分配金の支払の迅速・円滑な進行為期待されることも付加されている（柴山・前掲注(1)金法1801号12頁(注11)、金法1837号16頁）。